## 加賀市議会政策討論会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、加賀市議会基本条例(平成23年加賀市条例第13号)第13条に規定する政策討論会(以下「討論会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

- 第2条 討論会は議員全員をもって構成する。
- 2 討論会に、座長1人、副座長1人を置く。
- 3 座長は、議長とし、副座長は副議長とする。

(幹事会)

- 第3条 討論会の議事決定及び運営等を行うため、幹事会を設置する。
- 2 幹事会の幹事は、議会運営委員会(以下「委員会」という。)の委員とする。
- 3 幹事会に、会長1人、副会長1人を置く。
- 4 会長は、委員会の委員長とし、副会長は、委員会の副委員長とする。

(討論会の議題)

- 第4条 議員から討論会で議題にしようとする案件がある場合は、所属会派の代表者(以下「代表者」という。)に議題を申し入れ、代表者が幹事会へ提出する。ただし、会派に属さない者にあっては、議長に議題を申し入れ、議長が幹事会へ提出する。
- 2 討論会の議題は、前項により提出された議題をもって幹事会において協議し、決定する。
- 3 幹事会は、前項により討論会の議題を決定した場合は、座長にその議題を通知し、討論会の 開催を要請する。

(討論会の開催)

- 第5条 座長は、前条第3項の要請を受けた場合は、速やかに討論会を開催しなければならない。
- 2 討論会は、座長が招集し、これを主宰する。
- 3 座長は、必要と認めるときは、討論会で議題となった事項を意見集約し、議会として行政へ 対応を要請できるものとする。
- 4 討論会で議題となった事項は、代表者又は議長に討論会の議題を申し入れた議員(以下「提出議員」という。)が討論会において概要を説明するものとする。
- 5 討論会で議題となった事項に対し、資料提出がある場合は、提出議員において適宜準備する

ものとする。

(会議録)

第6条 討論会の記録は、職員において要点記録する。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。